R1.2.1～R8.2

◎ 国民健康保険税について

1．（納税義務者）

地方税法第703条の4及び瀬戸市国民健康保険税条例第3条の規定によって、国民健康保険の被保険者である世帯主及び国民健康保険の被保険者でない世帯主であって、その世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合は、その世帯主（擬制世帯主という。）に国民健康保険税が課されます。

2．（課税額）

地方税法第703条の4及び瀬戸市国民健康保険税条例第4条の規定によって、世帯ごとの国民健康保険の被保険者ごとの算定した基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額（支援金分）並びに世帯ごとの国民健康保険の被保険者のうちの介護保険法第9条第2項に規定するものに対する介護納付金課税額（介護分）の合算額です。また、国民健康保険税の課税限度額は、109万円（医療分66万円、支援金分26万円、介護分17万円）ですので、この額を超える部分は超過額となり課税されません。

3．（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

瀬戸市国民健康保険税条例第15条の規定によって国民健康保険税の賦課期日（4月1日）後に納税義務が発生した者又は賦課期日後に納税義務が消滅した者には、それぞれ月割をもって算定した国民健康保険税が課されます。また、課税世帯主が非課税世帯となり（この反対の場合も含む。）被保険者資格を取得（被保険者資格を喪失）した場合についても同じです。

4．（国民健康保険税の減額）

地方税法第703条の5及び同法施行令第56条の8や附則15条の9及びこれに準ずる国民健康保険税条例第25条の規定によって、所得金額が33万円を超えない場合は10分の7、43万円に被保険者1人について30.5万円を加算した額を超えない場合は10分の5、43万円に被保険者1人について56万円を加算した額を超えない場合は10分の2がそれぞれ所得割額及び平等割額より減額されます。なお、給与・年金所得者が2人以上の場合は、各減額事由に当該給与・年金所得者の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算して計算します。この場合課税世帯については、擬制世帯主の所得を含めて決定することになります。また、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に、直に遡る日以降の前の3月31日以前である被保険者がある場合における当該納税義務者に対して課すべき所得割額（前記の減額が適用されている場合は、その減額後の所得割額）は、2分の1を減額して得た額となります。

5．（単納した場合の税額）

地方税法第72条の45の規定によって、納税義務者が納期限までに完納しないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じて年14.6%（1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収されます。延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付利子に年1%の割合を加算した割合）が、年7.3%の割合に満たない場合は、年14.6%の割合に あって は延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合と、年7.3%の割合にあって は延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）とします。

6．（賦課に対する審査請求）

納税義務者は、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求することができます。また、この税額の決定の処分に対しても、その通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、告示の取扱いの決又は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政書請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、又は告示、告示の取消訴訟若しくは受託者若しくは審査を遅延させる緊急の必要があるとき、告示の効裁決を経ないでこれらの訴訟を提起することができます。

7．（督促及び滞納処分）

地方税法第726条及び同法第728条第1項の規定によって納税義務者が、納期限までに完納しないなの督促を受け、かつ、この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促状に係る税額を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

瀬戸市とコンビニエンスストアー及とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は瀬戸市に代わり、市税、公金、料金等を代理受領しています。

納付者控及びレシートは私公の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

お問い合わせ先
〒012-8501
瀬戸市役所竹町1番1号
瀬戸市役所　税務課
TEL 0183-73-2118

お問い合わせ先
〒012-8501
瀬戸市役所竹町1番1号
瀬戸市役所　税務課
TEL 0183-73-2118

納付者控及びレシートは私公の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。